

## 騒音に係る特定施設の種類（規則第4条）

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 別表第3

|     |  |
|-----|--|
| イ   | 金属加工機械   |
| (一) | 圧延機械 ※1)   |
| (二) | ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）※2)  |
| (三) | せん断機（原動機を用いるものに限る。）※3)   |
| (四) | プラスチック成型機 ※4)  |
| (五) | 高速切断機及びプラズマ切断機   |
| (六) | 研磨機（工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く。亜鉛板研磨機以外は2台以上であること。）  |
| ロ   | クーリングタワー（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）   |
| ハ   | ドラム缶洗浄機（原動機を用いるものに限る。）   |
| ニ   | ロータリーキルン   |
| ホ   | 重油バーナー（重油の使用量が1時間50ℓ以上のものに限る。）   |
| ヘ   | 電気炉（変圧器の定格容量が1,000kVA（キロボルトアンペア）以上のものに限る。）   |
| 備考  | <p>次に掲げる施設を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に係る施設</li> <li>二 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物</li> <li>三 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物</li> <li>四 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内に係る同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置される施設</li> </ul> |

※1) 原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものは除く。

※2) ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものは除く。

※3) 原動機の定格出力が3.75kW以上のものは除く。

※4) タンブラー式及びタンブラー以外のものであって密閉式のもの。